

今冬の三重県の省エネ・節電対策について（案）

平成 28 年 10 月 28 日に、政府は「2016 年度冬季の電力需給対策について」を発表し、今冬の電力需給見通しについて、「2011 年度冬期並みの厳寒となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、卸電力取引市場の活用等が行われることで、全エリアで電力の安定供給に最低限必要な予備率 3%以上を確保できる見通し」であり、今冬の電力需給対策として、「産業界や一般消費者と一体となった省エネキャンペーン等を実施し、2030 年度に向けた徹底した省エネの取組を進めていく」としています。

県では、今冬の電力需給対策について、政府、電力会社からの節電要請が無いことから、節電の数値目標は設けず、定着した省エネ・節電の取組を引き続き進めるとともに、各種イベント等を通じて、企業や家庭を対象とした省エネ・節電の普及啓発に努めます（実施期間：平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）。

なお、政府による「需給ひっ迫警報」発令時等には、一層の節電に努めます。

1 今冬の省エネ・節電対策

(1) 全庁的な節電取組の強化

- ・ エアコンの設定温度 19℃の徹底
- ・ エレベーター運転台数の削減（本庁舎 5 台中 1 台停止等）
- ・ 自然光などの活用によって、窓際の照明消灯
- ・ 昼休み・退庁時の個人用及び所属パソコンの電源オフ
- ・ 会議時等、長期（40 分以上）離席が見込まれる際の個人用及び所属パソコン電源オフ
- ・ 待機電力の節減
- ・ ワーク・ライフ・マネジメントの推進による時間外勤務の縮減

(2) 省エネ設備の導入促進

- ・ 太陽光発電施設の順次設置（県立高校）
- ・ LED 設備（信号機）の導入促進（警察本部）

(3) 省エネ・節電の普及啓発

- ・ 県民・事業者の皆さまへの呼びかけの実施
- ・ みえ環境フェア 2016(12 月 11 日)などイベントや会議での省エネ・節電の普及啓発
- ・ 省エネ節電ポスター（ウォームビズ含む）の掲示および省エネ節電チラシの配布
- ・ 県の公共施設（図書館、総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館）の利用呼びかけ

2 電力需給ひっ迫への備え

大規模な電源脱落等により、厳しい電力需給の継続が予想される場合や、「需給ひっ迫警報」が発令された場合には、県は、「電力需給ひっ迫時の対応方針（案）」に基づき、一層の節電に努めます。

また、危機管理統括監をトップとする「電力需給ひっ迫連絡会」において、住民サービスの低下をできる限り招かないよう対応することとします。